

予算常任委員会会議記録（概要）

令和2年12月4日（金）

開 会 午後1時15分

**【議 事】**

○議案第132号「令和2年度所沢市病院事業会計補正予算（第2号）」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

石本委員

3ページの令和2年度所沢市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画について、再整備ということで老朽化していることは分かるが、建物全体を立て直すとか、どのような部分の老朽化が激しいかお示しいたきたい。

中村総務課長

現時点では全体を立て直すのか、改修かという点については、再整備基本構想策定の中で確認するため、ここでは明確にお示しすることはできませんが、電気設備や配管に関してかなり老朽化が進んでいて、実際に建物全体が、かなり問題のある状態になっています。

石本委員

もう44年経っているが、整備した履歴は分かるか。

中村総務課長

平成8年度に耐震の調査を受けて、平成12年度に耐震補強工事を行

っています。期間は平成12年6月25日から平成13年1月31日まで大規模な工事を行っています。

石本委員

その時は患者の利用の制限や不自由があったか。

中村課長

工事期間中には、現在の利用者の駐車場に仮設の診療所を設置し、14床の病床を確保して、入院や代替事業を行いましたので、御不便をおかけしたところはあったとは思いますが、診療などが一切止まるということはありませんでした。

石本委員

当時と現在の高齢化率は全然違う。特に入院している方をはじめ、転院をお願いするなど市民への影響を危惧するが、どのように対応するのか。何か月前から転院をお願いする、病床を確保することは今後計画で、決めていくのか。ある程度連携する病院があるから大丈夫なのか。

中村課長

御協力いただいている病院もありますが、これから工事の内容も基本構想、基本計画を立てていく中で考えていくことになるので、現状を踏まえて、皆様に極力、御迷惑をおかけしないように検討を進める予定です。

谷口委員

事業概要調書にある他市事例は大規模改修か。新たに病院を造ったの

か。

中村総務課長

新しい病院を開業する計画を立てたものです。

谷口委員

配管関係で具体的に不具合があるか。

中村総務課長

率直に言って、腐食や老朽化はかなり進んでおりまして、空調のダクトから天井へ漏水があり、かなり問題がある状態と言わざるを得ないと思います。ただ、メンテナンスは随時行い、事故が起こらないようにしています。

谷口委員

新たに建てるものすごくお金がかかる。中長期的に見て、大規模改修とどちらがよいか判断しなければいけない。大規模改修の事例はあるか。

中村総務課長

大規模改修に関する資料は今のところ持ち合わせていません。

谷口委員

市の基本的な考え方は、費用対効果重視なのか、何を最重視するのか。

中村総務課長

経費は重要な項目であると認識していますが、公立病院なので、不採算の医療を担う役割も持っていることから、バランスをとった病院を考

えています。今後、市の方針については来年度、基本構想策定の経過の中で検討し、いろいろな方の意見を伺いながら取りまとめていきたいと考えています。

平井委員

改修計画は病院なので、全部閉めるわけにはいかないのですが、開院しながら徐々にやっていくと思うが、コロナ禍で策定も以前に考えていたものと多少違ってくると思う。伝染病対策、コロナ対策も含めて、小児救急医療を重点的にやっていく形で、何か中心部分を決めた上で改修するのか。全部やらないで、どのみち院を閉められないので大規模にはできないわけで、徐々に計画的にやっていくという方向性を検討しているのか。

中村総務課長

国から示される病院改革に関するガイドラインについても、現在はスケジュールがストップしている状況で、今後、今回のコロナ禍を受けての感染症対策なども盛り込まれるものと考えています。そうしたものも含めて、基本構想の策定を進めていきたいと考えています。

長岡委員

今回は市民医療センター再整備基本構想策定事業がコロナの影響でできなくなったということで、委託料等のお金を戻すということか。

中村総務課長

今年度中に基本構想策定を完了する予定で進めていましたが、年度当

初からスケジュールがストップしてしまったために、一旦、その経費をお返しして新たに債務負担行為の設定をお願いしたものです。

長岡委員

再整備基本構想について、今後のスケジュールを分かる範囲で教えていただきたい。

中村総務課長

今回の議会でお認めいただきますと、今後、年度内に業者の選定、契約等の手続を進めたいと考えておりまして、来年度当初から基本構想の策定にかかる事務を進めて、会議の開催なども考えています。来年度中に基本構想自体は策定する予定です。

長岡委員

来年度中に策定して、完了するのか。

中村総務課長

そのとおりです。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第132号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時30分）

(説明員交代)

再 開 (午後1時31分)

○議案第130号「令和2年度所沢市水道事業会計補正予算(第2号)」

【補足説明】なし

【質 疑】

谷口委員 昭和50年前後に布設した水道管の更新だが、今回、耐用年数はどのぐらいと想定しているか。

松山水道建設担当 40年です。

参事

谷口委員 新型コロナウイルスの関係で水道料金2か月分を無料するなど、いろいろと実質的な持ち出しもある。管は使えるものはできるだけ長くするようにしていただきたい思いがある。年数が新しい管は耐用年数がどんどん長くなっていることも見受けられる。どのような状況か。

松山水道建設担当 基本的には国は40年を法定耐用年数としていますが、今は企業が言う100年管を入れて少しでも延ばすようにしています。耐用年数100年と言われている管があるのですが、そうしたものを採用して少しでも延命しようと考えています。

谷口委員 例えば1979年から1986年までは何年、1987年から1995年までは何年といった区分けしているか。

	<p>さいたま市の水道の資料は何年から何年に入れた管は60年というように出てきているが、その辺は確認しているか。</p>
松山水道建設担当 参事	<p>検討しています。</p>
谷口委員	<p>大雑把に40年といった決め打ちではなくて、年代によって、耐用年数が長くなっているものはできるだけ長く使いながら更新工事を行う方針か。</p>
松山水道建設担当 参事	<p>そのとおりです。</p>
杉田委員	<p>工事が3箇所予定されているが、それぞれの管の直径や太さはいかがか。</p>
松山水道建設担当 参事	<p>松井地区に関しては、100mm、150mm、300mm。並木地区は75mm。三ヶ島地区は100mmの計画です。</p>
杉田委員	<p>施行時期の平準化は今年度から行っているが、実際の工事はいつ実施されるか。</p>



松山水道建設担当

工期は4月から8月末までを考えています。

参事

石本委員

所沢駅西口土地区画整理特別会計補正予算での話で、埋めていたものが当初の設計図や埋めていた場所と違うことがあると聞いた。昭和50年代に埋めたものは本当にきちんと埋まっているのか。

埋まっていた場所が微妙に違っていたので予算追加の補正をするリスクはあるか。

松山水道建設担当

今のところはきちんと調査して、そのようなことがないようにしています。

参事

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第130号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第131号「令和2年度所沢市下水道事業会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第131号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時42分）

（説明員交代）

再 開（午後1時45分）

○議案第127号「令和2年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地  
区画整理特別会計補正予算（第3号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

谷口委員

特別高压移設費が3.4倍になった理由は何か。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

事業計画決定前から東京電力と事前協議を進めており、その際には移設が必要ということは把握していましたが、その移設先のルートや方法等はまだ決まっていなかったため、概算額としての事業費を計上しました。その後、事業計画を決定した後に協議が整い、実際に移設に向けての設計を東京電力が進め、3億4,895万7,000円と確定しました。

谷口委員

概算額と確定額はどの辺りがどう違って3.4倍となったのか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

当初の段階では、まだルートを検討しており、実際には新規に南北道路の地下に埋めることになりましたが、その際に実際にまだ使われている下水管などがありましたので、推進工法と言いつつ、開削して設置するのではなくて、トンネルみたいなものを掘って、その中を通すことや、既存の道路の部分も夜間工事で行わなければいけないことなどが積み重なって金額が上がりました。

村上委員

総括を聞きたいが、今回大きな増額の主な理由としては、国から技術的助言があつて、当初は撤去と新設だったが、今回は撤去と新設と移設をきちんと載せるべきという助言があつた。

もともこの区画整理は既存のまちの中でやっていたが、当然新設と撤去のほかに様々な切り回しなどは当初から分かっていたはずである。当初の計画の中に、今回助言があつたいわゆる切り回しとかそういった様々な移設の問題は載せられなかったのか。制度的に載せられなかったのか。今回、現状を生かしながらやっていくので、様々な切り回しが必要になっているので、そうした意味で言うと増額が発生したということだが、そもそも論として当初計画したときはそういったもの、切り回しは必要はずなのに載せていなかった理由はあるか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

基本的には事業当初においても、切り回し等の見込み額は計上していましたが、当区画整理事業は既成市街地の中での区画整理ということで、実際に工事をしてみないと分からない部分が多分にありました。ある程度の切り回しなどは見込んでいたものの、実際には工事をやらないと分からない部分もあったため、事業の中間期であるこの時期に見直す必要性は当初から考えていたところです。実際に前半の5年間を総括したところ、事業費がやはり増加してしまった結果を踏まえて、ここで見直しをさせていただいているところです。

村上委員

当初から切り回し等のそういったものについては見込んでいたが、実際には工事を始めてみないと分からない部分が多々ある。前半の4期決算が終わって今年度やる中で、ほぼ大枠、大体、今後の大きな経費を見込むことができるようになったことと、当初からある程度のそういった増額の可能性について、この年度の半分ぐらいのところで見直していく予定だったということか。

工藤所沢駅西口区

そのとおりです。

画整理担当参事

平井委員

社会資本整備総合交付金の国費と市費の割合は当初の計画どおりと  
思っているが、市単独債が増えているが、これはどのような見込みだったのか。

工藤所沢駅西口区

市単独費で約20億円の増額ですが、これについては市債の償還金の  
部分が約11億円あるので、その部分が大半を占めていると考えていま  
す。

平井委員

国からの交付金は、予定しているものはほとんどきているのか。いろ  
いろと活用するメニューもあると思うが、それを全部活用した上での計

算だったのか。28億円の足りない部分はヒアリングしたときに、そんなものなのかなと思ったが、交付金のメニューをきちんと使った上での計画だったか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

国庫補助金は最大限活用できるようにいろいろなメニューを調べて、国・県と協議した中で最大限取り得る補助金を計上させていただいています。あわせて事業当初には内示率が非常に低かったのですが、年々その率が上がり、今年度は約93%交付されている状況です。今後も引き続き満額がつくように要望していくとともに、仮につかないときには、翌年度にその事業を先送りして最大限補助を活用していきたいと考えています。

粕谷委員

この補正予算の提案がなぜこのタイミングなのか。継続費の年割額を見ると令和3年度から増えている。通常、新年度に向けて区画整理等の継続費の補正をすると思うが、いかがか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

都市再生区画整理という補助金のメニューがあるのですが、これについて今年度活用を予定している額が、今年度中に上限に達する予定です。そこで、国庫補助金を最大限活用するために、今定例会でお認めいただいた後に、手続をして今年度中に国費を消化するためです。

石本委員

下水道の移設や、上水道・下水道の事業量が減少している。少なくなった分はどうなっているのか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

当初、上下水道移設費については、既存の撤去分の延長を事業量として計上していました。その他に新設と移設を合わせた延長を法第2条第2項該当事業費の事業量として計上していました。今回、事業計画を変更するに当たり、移設費の延長については、撤去する延長でなく、既存の道路から新設する道路に移設する管の延長を計上し、全くの新規で布設する管については法第2条第2項該当事業費の方に計上するように国から指導があり、示し直した結果が事業量の増減になっています。

法第2条第2項該当事業費に計上した2,010mと1,398mが本来整備する延長でした。

杉田委員

法第2条第2項該当事業費に移設を計上していたものを、移設費に計上するように国から指導があった。法第2条第2項該当事業費は事業量が減り、事業費も減った。移設費の事業量が減っていないことについて、法第2条第2項該当事業費の事業量が減った分増えるのではないかと。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

当初、上下水道移設費の事業量の1,022mと1,863mは撤去分の延長でしたが、変更後、上水道は1,021m、下水道は1,409mになります。これは撤去ではなく、新しく移設する分の延長です。

一方、変更前の法第2条第2項該当事業費の上水道の2,010mと下水道の1,398mは移設と新設を兼ねたものを計上していましたが、今回の変更では新設分だけを計上し、上水道が1,320m、下水道が703mとなります。

当初、設置を予定した上水道については2,010mでしたが、変更後の上水道移設費と法第2条第2項該当事業費を足すと2,341mとなり、331m延長が長くなっています。これは仮設分の延長と合わせて2,341mの整備となります。

下水道については、当初、1,398mの新設・移設を予定していましたが、変更後の下水道移設費の1,409mと法第2条第2項該当事業費の703mを合わせて2,112mとなり、当初予定した新設分の1,398mに、土地利用を変更することで新規で下水道を320m設置するので、実際に1,718mが最終的に下水道として整備する距離です。その他、仮設が394mあるので、合わせて2,112mとなります。

当初の考え方と変更の考え方で、計上の仕方が変わったのでこのようになりました。工事費について、上水道は当初、撤去・移設・新設合わせて1億4,230万円だったものが、3億1,000万円に、下水道は撤去・移設・新設が4億560万円だったものが、変更後7億1,612万5,000円となります。



杉田委員 上水道移設費の事業量の変更前後の1,022mと1,021mを足した長さが実際の長さではないのか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事 当初の事業量は撤去だけを見ていました。変更後は撤去の延長を計上する必要がないという指導があったので、当初の事業量はなくなる形になります。

杉田委員 ここ組替えは予算が増えた、事業費が増えたこととは関係ないと思う。工事することはもともと分かっている、どこに入れていたかという問題だ。築造で5億円増えて、移設で7、8億円増えている。予定の総額が82億円で、償還金の11億円を仮に引いたとして、17億円ぐらいだ。その額が工事費で増加している。82億円に対して17億円は多い印象だ。工事を始めたら、思ったより中がなくて、切り回しも余計になって、そのようなことは当然あると思う。それを多めに見て、仮に10%だとしても、それでも8億円ぐらいだ。そうすると2割ぐらい多い。見込みが甘かったのではないかと感じるが、いかがか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事 基本的に当初に事業費を組み立てるときには、できるだけ経費等も効率的にして事業費を抑える形で、事業費を計上していたところです。

しかし、既成市街地ということで当初想定していたよりも埋設状況が異なっていて、交通量が非常に多い道路の現場で当初夜間工事をそれほ

ど見込んでいなかったものが、実態としては夜間工事をしなければいけない状況が多分にあり、夜間工事は労務費だけでも1.5倍、さらに、交通誘導員も当初想定していたよりも交通量も多いことで非常に多くの交通誘導員が必要となり、ただ人数が増えただけでなくて、夜間工事になるとその分の労務費も上がり、全体的に額がこのように膨らんだと考えています。

今回の変更は、こうしたことも見据えて計上しているのですが、基本的にはこれ以上増えないものと考えていますが、所沢ふれあい通り線は来年度から工事着手を考えていますが、この工事で不測の事態が起きない限りはこの中で抑えられるのではないかと考えています。

事業期間内で事業を完結させようと職員一同努力して進めています。が、この事業期間が仮に延びると、償還金は事業期間内の償還金として計上していますので、事業期間が延びればその分償還額が続くので、そうしたことがプラスされる要因はあると考えています。

谷口委員

計画を立てて、当初の状況から大きく乖離し始めて、金額が上がるといつ分かったか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

額について上がると把握することは難しく、今年度この事業の精査をした中で、これだけ上がることがはっきりしました。

谷口委員

今年度になって随分上がると判明、認識したのか。

工藤所沢駅西口区

個別の工事費の額がかさんできている感覚はありました。しかし、精

画整理担当参事

査をしてみないと分からない部分がありました。後半の工事に対しても、全体的に工事が進んできて、どれぐらいかかるのか想定しないと全体で事業費がどれだけかかるのか見通せないなので、ここで分かったという事です。

谷口委員

当初、道路工事と一緒に上下水管工事を行う予定だったが、別にせざるを得なかった。工事費は上下水道で合わせて5.6億円ぐらいアップしているが、工事を別に行わざるを得なくなった理由は何か。

工藤所沢駅西口区

当初、道路工事、増設工事等で掘削するので、そこで一緒に撤去する

画整理担当参事

ことが効率性、経費の合理化につながるということで試算をしていましたが、道路工事を着手する前に上水道管または下水道管を撤去しなければいけない状況があり、単独に、工事を行わなければいけない状況となりました。

谷口委員

配管の撤去はそのタイミングでないといけないのか。後でもよいのではないか、道路工事と併せることができるのではないか。

<p>工藤所沢駅西口区 画整理担当参事</p>	<p>手を付けなくてよいところであれば、撤去は新設工事と一緒にできるのですが、切り回しが必要になった箇所は工事をやらなければいけないので単独の工事になりました。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>切り回しはどのような状況か。</p>
<p>工藤所沢駅西口区 画整理担当参事</p>	<p>下水道管の切り回しをしなければいけないときに、掘削して設置するので、道路造成等と合わせて考えていたものが、下水道単独の工事になったものです。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>下水道管の撤去と切り回しは直接結びつかないと思うがいかがか。</p>
<p>工藤所沢駅西口区 画整理担当参事</p>	<p>当初の設計の根拠として、その部分が撤去と造成工事等と一緒にやるので、安く見積もっていたところがあります。</p>
<p>吉田街づくり計画 部所沢駅西口まち づくり担当理事</p>	<p>区画整理事業なので、単独の下水道整備ではなくて、家屋の移転が伴います。今使っている下水道につないでいる家屋に影響がないように、そして家屋が玉突き移転するので、その関係で当初の計画では一緒に工事ができると見込んでいましたが、最後の1軒の家屋の移転が残っている限り工期をずらさなければいけないなどの事情があつて、当初考えていた工事工程を再度組み替えることなど机上の設計ではうまくいかな</p>

い面がありました。

谷口委員

下水管の撤去にも関わるのか。

吉田街づくり計画

たとえ1軒でも下水道管をお使いになっていると、その下水道管を廃

部所沢駅西口まち

止するためには、その終末をどこかに持って行かなければいけません。

づくり担当理事

最後の1軒の御家庭が使っている以上、閉鎖することはできないので、下水道に関わらず、水道、電気、ガスの全てがそうであって、つないでいる以上つないでいる御家庭全てが影響範囲になります。その辺りが区画整理事業の整備順位の難しさで、そのことを考えながら移転の順番をどのようにしたらよいか、どのような移転によって効率的な工事工程が組めるかを、パズルを組み合わせるかのように、毎回家屋の移転する時期がずれることによって加味しながら、工事全体、事業全体を遅らせないように進めていくにはどのようにしたらよいかを考えながらやっています。結果としてこのような形の変更に次ぐ変更で金額が増えてしまいました。こうしたことをやむを得ないことと決して一言で片づけられるものではありませんが、このような区画整理のやむを得ない実情があることだけはどうか御理解ください。

谷口委員

切り回しが多い、古い図面で深さが違っていた、水道管の耐震性を強化したなどのもろもろの要因があったと思うが、順位づけをすると感触

はいかがか。これだけ金額が上がった理由は何か。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

どれが1番かは非常に難しいですが、埋設関係が違っていたことに加えて夜間工事の対応が同じぐらい事業費が増えたことが1番の要因だと考えています。

石本委員

今のところ令和7年度でこの区画整理事業が終わるとのことだが、所沢には狭山ヶ丘の区画整理の期間が延びてしまった過去の事例がある。

過去事例の狭山ヶ丘だと平成26年から7年間延長して、当時の答弁では最初の2年間で仮換地指定が終わらないと7年で終わらないとのことだった。

今回の区画整理事業の期間が延びる可能性が出てきて、ここまで終わっていないと令和7年度で終わらず、延期しなければならないという目印やイベントはあるか。

工藤所沢駅西口区  
画整理担当参事

何か目印ということは難しいのですが、仮換地について残りの所沢駅ふれあい通り線と県道久米所沢線に係る権利者が今年、来年、再来年で御移転いただく予定です。この方々に今後個別の補償の話が順調にいくことが前提になっていることが1つです。その他で懸念されるとすれば、所沢ふれあい通り線自体が鉄道の地下を通る道路であり、そのスロープ部分が区画整理区域の内に当たっています。本線部分の鉄道の地下

が抜けないとこの工事自体も完了しないということになると、事業期間が延びる可能性があると考えられます。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第127号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後2時24分）

（説明員交代）

再 開（午後2時25分）

○議案第128号「令和2年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第128号については、全会一致、原案のとおり可決すべきもの  
と決する。



○議案第129号「令和2年度所沢市後期高齢者医療特別補正予算（第2号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第129号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後2時27分）

（説明員交代）

再 開（午後2時29分）

○議案第125号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度所沢市一般会計補正予算（第11号））」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員 専決処分後、インフルエンザワクチンの接種をしている人数はどのくらいか。

小川健康管理課長 10月末現在の接種者については約4万人前後と把握しております。

石本委員 これからの見込みはどのくらいか。例年では高齢者はどれくらい接種しているのか。

小川健康管理課長 見込みについては、5万1,000人です。例年ですと4万人を見込んでいるのですが、今回の無料化に伴い、見込み数を増やしております。例年ですと、10月から12月末までの接種者で、その年の接種者の98%が接種しております。

石本委員 現在、ワクチンが不足している状態だが、原因や対策をお示しいただきたい。

小川健康管理課長

市内の医療機関において、ワクチンの次の入荷の予定が立たない医療機関があるということは聞いております。埼玉県からの依頼で各医療機関にワクチン量の調査を行ったところ、市内医療機関の約4割で不足していると回答がありました。これについては、埼玉県に報告し、県内でも不足している自治体が多いため、埼玉県から国にワクチンが不足しているということで要望していると聞いております。

粕谷委員

補助対象期間は10月から12月までということでよろしいか。また、実施期間が10月1日から翌年1月31日までということだが、9月までに自己負担で接種した方がいるのか、またどれくらい見込んでいるのか。

小川健康管理課長

例年ですと10月から12月までで、その年度の98%の方が接種されているということです。当市では補助の対象期間を10月1日から翌年1月31日までとしており、埼玉県の補助対象期間は1か月短い12月までということですが、インフルエンザのワクチン接種については医療機関の都合で接種が出来ないという方ですとか、個人の事情によって受けられない方も中にはいらっしゃるということを想定して、補助対象期間を1か月延長しているものです。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第125号については、全会一致、承認すべきものと決する。

休憩（午後2時36分）

（説明員交代）

再開（午後2時44分）

○議案第126号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第13号）」

(議会事務局)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後2時45分)

(説明員交代)

再 開 (午後2時46分)

(経営企画部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後2時47分)

(説明員交代)

再 開 (午後2時48分)

(総務部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

休 憩 (午後2時49分)

(説明員交代)

再 開 (午後2時50分)

(市民部)

【補足説明】なし

**【質 疑】**

石本委員

駐輪場の申し込み状況についてお示しいただきたい。

粕谷交通安全課長

本事業が本年9月から開始したもので、9月の延長または還付の人数が321名、10月が357名、2か月で合計678名の申請を受けております。

石本委員

予算上何名を見込んでいて、678名はその何割に相当するのか。

粕谷交通安全課長

予算上は考えられる最大の人数として約6,000名で積算を行ったところですので、現在は一割程度という状況です。

石本委員

申請した678名の学生と社会人の内訳をお示しいただきたい。

粕谷交通安全課長

内訳については、学生の期間延長が642名、一般の期間延長が24名、学生の還付が9名、一般の還付が3名です。

石本委員

当初、予算を組んでいる時の学生と社会人の内訳は、どのようにイメージしていたのか。

粕谷交通安全課長

9月定例会の予算計上の際の積算については、緊急事態宣言が明ける

直前のとある日の利用状況を見まして、その際の使っていた割合から逆算した人数を最大値として見積りました。その際の、学生と一般の区別がつかなかったなので、全て一般という形で見積もりとさせていただきます。

石本委員

社会人の方の利用が少ないというのは周知が十分ではないからこういう現象が起きているのか。それとも、もともとの制度に利用のしづらさがあったのか、現時点ではどのように分析しているのか。

粕谷交通安全課長

事業の周知については、定期利用者は更新の手続に来られる際に、管理人から声かけをしていただいております。管理人の話によると、社会人の方はなかなか1か月に1度も利用していない方は少なく、何日かは利用しているとのことで、申請をされないという方が多いと聞いております。

石本委員

令和2年第3回定例会で提案された際に5月のとある日の利用状況から逆算して予算の見積もりを出したとのことだが、現状では令和3年第1回定例会で減額補正の可能性はあるのか。

粕谷交通安全課長

2か月が終了したところで、最終的な人数は読めないところですが、当初見込んだ最大値である6,000名に届かないような実績が予想さ

れる場合は、予算の減額を検討することも考えております。

石本委員

駐輪場は指定管理が複数あったか確認したい。

粕谷交通安全課長

指定管理者については、パルコの駐輪場の1箇所だけはパルコの管理会社が行っておりまして、それ以外の28箇所は同じところに運営していただいております。

石本委員

減免を申し込んでいる678名から駐輪場の地域の偏りはあるのか。

粕谷交通安全課長

9月の申請をまとめている段階では、あまり出てきていないところはありましたが、そういったところも10月には申請がありましたので、今のところ、特に地域による差は見えておりません。

休 憩 (午後2時58分)

(説明員交代)

再 開 (午後3時0分)

(福祉部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

石本委員

日常生活支援住居施設委託事務費だが、埼玉県内の日常生活支援住居施設は幾つあるのか。運営母体はどこなのか。



太田生活福祉課主幹 埼玉県内の日常生活支援住居施設は全部で7箇所です。NPO法人エスエスエスが全ての施設の運営母体となっています。

石本委員 県から早期実施を求められたとの答弁があったが、補正とするほどのスピードを要求された事業なのか。

太田生活福祉課主幹 県から話があったのと同時に、施設からも早期に実施していただきたいとのことで、県と施設の両方から話がありました。

石本委員 県からは文書による通達があったのか。

太田生活福祉課主幹 県からは書類という形ではなく担当者から日常生活支援住居施設を認定した以上は早期に実施をしていただきたいという話がありました。

石本委員 所沢市のケースワーカー1人が担当している事案は何件か。

荻野生活福祉担当参事 1人当たりのケースとしては、85ケースです。

石本委員 昨日の部長の答弁の中では、施設は3LDKとあったが、3人ずつ入

所させるという理解でよいか。食事や入浴、送迎サービスはどういうものか。説明願いたい。

太田生活福祉課主幹  
いわゆるマンションの部屋ですので、1世帯用の区画の3部屋に1人ずつ入居者が入ります。キッチンや風呂、トイレについては共有部分として3人がそれぞれ共有して使うこととなります。

石本委員  
そうすると、家賃や管理費などの必要経費は幾らなのか。それと必要経費を差し引いて受給者には平均幾ら残るのか。自立施設であるので自立するための資金を貯めることができるのか。そういった部分は確認をしているのか。

太田生活福祉課主幹  
生活保護法の最低生活費の基準に従い、一人一人の最低生活費を算定しますが、施設で徴収する経費は、基本的に住宅費、単身世帯では月4万7,700円となります。その額を一人一人の最低生活費から施設側に支払うこととなります。その他に食事等のサービスを利用する場合には食費等も徴収することとなりますので、それらを差し引いた額が本人に残ります。

石本委員  
この事業の提案に当たって、他の自治体でも実施しているとの説明があったが、そういうところで入所者の自立資金がどれくらいたまってい

るかなど調べて提案したのか。

太田生活福祉課主  
幹

この施設に入所している方の金銭管理については、基本的に個人個人で管理しています。もし収入がある場合には収入申告書、あるいは年に1回資産申告書を市で徴収していますので、それらにより把握するものです。

石本委員

本来は一時的な居場所という前提の無料低額宿泊施設のはずが、場合によっては長期入所を助長する可能性があることを危惧している。その辺は今までの事例を含めてどのように分析をして、今回の提案に至っているのか。

太田生活福祉課主  
幹

厚生労働省によれば、無料低額宿泊所は一時的な宿泊施設という位置づけをこれまでしておりました。ただし、日常生活支援住居施設の創設により、日常生活支援住居施設に関しては一時的な場ではなく、基本的にはずっと住むことができる、終の棲家とまでは言いませんが、中長期に生活する場としての位置づけに変わったと考えています。

石本委員

改めて確認だが、この事業は場合によっては長期でもよいという前提で提案しているのか。

山下生活福祉課主  
幹

日常生活支援施設については、基本的には1年間を限度とすることは変わっていません。ただ、入所の際に一人一人の個別の支援計画を策定し、それを基に支援していくこととなりますが、最低6か月に1回は見直しをすることとなっています。その見直しや計画策定の際に、その方の状況をよく見て、必要がある場合には1年後に更新をすることができず、定期的にその方の状況を判断し、支援を行っていくものです。

石本委員

定期的に見るのは6か月に1回の定期的な見直しなのか。6か月後の次は8か月後や10か月後と必要に応じてモニタリングをするイメージだが、6か月後の次は1年後なのか。

山下生活福祉課主  
幹

6か月というのは最低6か月に1回支援計画を見直す基準となっています。ケースワーカーは全くノータッチということではなく、日常的に支援を行っている職員が、異変等に気づいた場合、ケースワーカーと連絡を取りながら、その方のモニタリングを行い、適切な支援につなげるものです。

石本委員

長期入所することを危惧しているわけだが、他市事例があるわけだから、他市では6か月後に行くとか、ちゃんと連絡は密に入ってきているとか、見直しをしている実績など、きちんとできていることを確認したのか。

山下生活福祉課主  
幹

この事業は10月から全国で始まる事業のため、早いところでも10月からの開始となっています。当市では1月からの開始となりますが、10月から開始した他の自治体の状況については確認していません。今後の事業の継続に当たっては、他市の事例も確認しながらよりよい事業となるよう進めていきたいと考えています。

平井委員

昨日の議案質疑を聞き、貧困ビジネスにつながるのではないかとこのことを心配していたが、生活保護の家賃については決まっており、1人5万4,000円などあるが、この事業の基準について伺いたい。食事のサービスを利用する場合の費用は幾らか。もう一つは、委託事務費は1人1日単価830円で90日と資料には書いてあるが、この委託事務費はマンションの運営する者に支払うものか。

山下生活福祉課主  
幹

1点目の家賃については、生活保護基準では、単身の場合は、1人4万7,700円と決まっています。2点目の食事代については、いちよの郷が1食幾ら取っているのかは把握していません。3点目の830円については施設に直接支払うものとなります。

平井委員

3人であれば、1部屋貸しても3人分の家賃が入ってきて、食事代もあるということで、石本委員も本当に自立できるのかと言っていたが、

自分の手元に残るお金が無くなり、出られないということもある。原則1年間であるけれども、何年間か居ることも考えられるが、ケースワーカーの支援はどういったことをしているのか。市としてはこういう方々をどういった形で自立させていくのか。

山下生活福祉課主  
幹

まず、入所者の手元に幾ら残るのかについては、これはまさにこの制度が始まる前に貧困ビジネスとして懸念されていた部分でありまして、例えば、12万円くらい1か月の保護費が出た場合、4万7,700円が家賃として引かれて、残りの生活費の部分をサービス料という名目で劣悪な事業者に搾取されていたような現状があり、これを是正するためにこの制度が導入されました。今まで生活費の中から取っていたサービス料は施設に直接1日830円支払うことによってそういったことを防止することを目的としています。ケースワーカーの支援については、通常的生活保護受給者と同様ですが、就労できる稼働能力のある方については就労支援を行い、就労に結びつけ自立に向けた支援を行っていきます。病気を抱えている方については、医師の意見書を取り、就労できるかどうかを判断して支援しているところです。

平井委員

こういった事業は誰でも取り組めるものなのか。県の認可などあるのか。

山下生活福祉課主  
幹

まずは、無料低額宿泊所であることが前提となります。その中で、県に認可申請をして、認定されたものが事業を行うことができるものです。先ほども申し上げましたが、現在7箇所となっています。

石本委員

ケースワーカーが生活保護の方のアパート探しなどを丁寧に対応することは大変だということは十分理解しているが、業者任せになるのであれば、問題であって、困難を抱える生活保護の受給者に市側が施設に任せることで、施設側も優良施設と認定され安定的に受給者を確保できるといった持ちつ持たれつのような関係になることを危惧している。その線引きについては、この提案に当たり市としてどのように考えているのか。

荻野生活福祉担当  
参事

基本的にこの日常生活支援住居施設の認定に当たり、無料低額宿泊所が前提となっていて、日常生活のサービスを提供しているところと、貧困ビジネスの事業所と入り混じっていた状況でした。その中で、サービスを提供していた事業所については、そのサービスの見える化することと、サービス料を事業所に支払うことで今回の日常生活支援住居施設というものができたところです。基本的には、良い無料低額宿泊所が今回日常生活支援住居施設になっている認識です。山下主幹が答弁しましたが、半年ごとに見直しを行い、例えば、本人も居宅生活ができる、アパートを見つけるということであれば、その時は、施設任せではなく、

当然ケースワーカーがアセスメントに入って、アパートを紹介するものです。持ちつ持たれつといった関係性にはありません。

矢作委員

サービスが充実しているところをこういった施設としていくことで、6か月ごとに見直しをしていくということだが、長期にわたって入居しているケースは何件あるのか。その期間についても伺いたい。

荻野生活福祉担当  
参事

市内の無料低額宿泊所に32人が入所していますが、その中で、1年以内の方が9人、1年から3年の方が7人、4年以上が16人となっています。

矢作委員

日常生活支援ということで自立ができるかできないかとか、高齢の方などは認知ができなくなるとか、いろいろなケースが想定されると思うが、状況が変わると違うサービスを利用するなど、連携をして対応しているのか。

荻野生活福祉担当  
参事

例えば、高齢で認知症になられた方については、サービスにつなげるということもありますが、居宅に移してサービスにつなげることは、ケースワーカーや無料低額宿泊所だけでは難しいところがあります。今回の日常生活支援住居施設の入所者に対するアセスメントの際に、介護の事業者、ケアマネジャーを呼んで一緒にできるので、逆にそういったサ



ービスにつなげやすくなるものと考えています。

佐野委員

先ほど、最低4万5,000円に加えて食費がプラスアルファで支払っていただく、それ以外については個人、それぞれで金銭を管理するといった答弁であったが、議案資料の委託内容に金銭管理支援が書かれており、これはどういった業務を委託するのか。

荻野生活福祉担当

参事

金銭管理については、例えば、年金受給者であると、年金が入ると一気に使ってしまう方や生活保護の方でお金が入るとすぐに使ってしまう方などが多くいることから、そういう方に対して使い過ぎを注意するといったことが金銭管理となります。

佐野委員

預金通帳を預かるということはあるのか。同意をとればそういったことも可能であると聞いたことがあり、同意というのが問題で、同意しなければ出ていってもらおうということもできる。そういったことも一切ないということでしょうか。

荻野生活福祉担当

参事

無料低額宿泊所で通帳を扱うということはないようにと県からの指示があり、また、年1回、県が無料低額宿泊所の定期監査を行い、その際に自分で通帳を持っているかどうかを確認していますので、市内の施設では通帳を預かることはないものと理解しています。

石本委員

今回、委託する予定の業者の他自治体の施設で過去に殺人事件が起きていると報道があったが、3LDKに住まわすということであると、一つ屋根の下の部屋にいたら、トラブルが起きる可能性が高いと思う。トラブルが起きた場合には、市への連絡体制やその後の体制を想定しているのか。

荻野生活福祉担当  
参事

いちょうの郷自体は、長く事業を行っている事業者でありまして、今までそのようなトラブルがあったとは聞いていませんが、そういったトラブルがあった場合には、市に一報が入ると思いますので、市の担当で現場に行って事実確認を行います。

石本委員

選定する事業の中でいろいろ施設があると思うが、施設によってまちなまちな管理体制なのか。

荻野生活福祉担当  
参事

基本的には各1部屋に1人ずつ住んでいるところについては、大きな問題は起こっていないものと思います。同じような施設で所沢寮がありますが、6畳に2人が住む形ですが、簡易間仕切りのパーティションを間に置くだけのところですが、そういったところでは騒音など入所者同士のトラブルが起きています。いちょうの郷は以前から1部屋ずつ使っておりましてルームシェアのような形となっていますので、そういった問

題は起こっていないものと考えています。

休 憩 (午後 3 時 2 9 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 0 分)

(こども未来部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

休 憩 (午後 3 時 3 1 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 2 分)

(健康推進部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

休 憩 (午後 3 時 3 3 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 3 4 分)

(環境クリーン部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

休 憩 (午後 3 時 3 5 分)

(説明員交代)

再 開（午後3時36分）

（産業経済部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

杉田委員

3年間の限度額ということだが2億769万1,000円ということ  
で、1年ごとにすると、初年度は7,736万9,000円で、約7,  
000万円を3年間でということだが、そんなにかかるのかなというイ  
メージを持っている。7,000万円の内訳があると思うが、どうい  
うものにかかるのか。

柳田商業観光課長

債務負担行為については、令和3年度が7,730万8,837円、  
令和4年度が6,482万3,912円、令和5年度が6,555万7,  
163円となっております。委託料が想定より高いのではないかと  
いうことですが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり  
まして、管理運営方式を特別な方式としております。公共性が高い直  
営部分については、市が負担するよう試算を行いまして、全体とし  
ては収入が想定よりも上がらないということがありますので、収入  
に対して支出がかかる部分の引き算をした不足部分について委託料  
として補充して予算を立てさせていただきました。

次に、費用の主な内訳ですが、参考資料にも載っておりますが、特  
に高額な順から申し上げますと、一番高額なものとして、人件費が3,2

00万円、運営するに当たって売上げの原価となるのが3,057万円程度、初年度は特に売り場、厨房等の什器、備品を取りそろえる必要がありますので、1,100万円程度という順番で費用がかかる想定をしております。

杉田委員

人件費が3,200万円ということで、常時何人ぐらい配置するのか。土日は多くするのか。

柳田商業観光課長

職員の配置については、委員がおっしゃったように、閑散期、繁忙期があります。全体では20名程度の従業員を雇用し、その中でシフト体制を組んで、5名から10名体制の中で業務を進める計画です。

杉田委員

今回のケースは、所沢市では初めての指定管理だと思う。他市の事例はあるか。どういうところを参考にして、こういうふうなものを出してきたのか。

柳田商業観光課長

他市の事例については、様々調べ、売上げを立てていく道の駅や物産直売所、こんにやくパークやサーモンパーク等の施設を参考にさせていただきました。その中で金額的には施設を貸し出す平米当たりには幾らかかるとか、それは設置条例のときに御説明させていただきましたけれども、有料とする自動車駐車場の使用料の設定等も参考にさせていただきました。

ました。具体的には、春日部市の道の駅庄和、深谷市地域物産館アルエットといったところも参考にさせていただきました。

谷口委員

昨日の議案質疑では、市に入るお金は売上げの30%が入るという答弁があったと思う。そこをもう1度確認したい。

柳田商業観光課長

納付金については、年度ごとに協定を結んでいくということにしております。納付金について、駐車場の使用料金については、当然、売上げに前後あるのですが、その駐車料金は全額、市に納付金としてお支払いいただく予定になっております。また、運営を行っている中で、収入が目標以上の利益が生じた場合について、その利益の一部、30%を追加納付金として納めていただくというものです。

谷口委員

事前に取り決めた想定利益を上回った部分ということか。

柳田商業観光課長

収支が黒字になった場合には、その利益の30%というものです。

谷口委員

収支の実績は市に対して明らかにするという、市が確認して、これだけの数字ですというのを確認するプロセスがあるという理解でよろしいか。

柳田商業観光課長

そのとおりです。

平井委員

駐車料金は年間1,600万円の見込みだったと思う。今の話だと、売上げは黒字になった場合に30%ということでは、黒字にならないといけないということも含めてのことか。見込んでいたのに入っていないという部分は、市としてどういうふうにしようとしているのか分からない。

柳田商業観光課長

参考資料にも記載させていただいておりますが、予定としては駐車場の料金のほかに、販売に関わる売上代金も一定の収入に上がっておりまして、合計の中で利益が上がった30%を市に収めていただくというのがこれから結ぶ協定の中身になってくるだろうということです。

平井委員

コロナ禍の中で見込んでいた収入が望めない可能性もあるわけである。そういった場合はどうするのかということを知っている。

柳田商業観光課長

市の試算もありますが、駐車場の料金についても、全額ということで、駐車場料金が増えれば市の納付金も当然増えますし、駐車場の料金が少し減れば駐車場料金分も減るという部分がありますので、固定の額として納付金を設定しているというものではありません。

谷口委員

議案資料ナンバー2の35ページの新規事業概要調書の、令和3年度歳入のところで1,700万円とある。駐車場料金がこのぐらいとか内訳はあるのか。

柳田商業観光課長

参考資料では、151ページになります。収入に関する内訳が記載しており、最初に駐車場利用料金として令和3年度は1,605万8,000円、自動販売機利用料金として98万1,000円としています。こちらについては、全額市の方に納付金として納めるというものになっております。その下に記載の予算の予定としては、特産品販売、飲食店舗の委託に出した場合の収入、出店料、その他の収入を合わせて、事業の中の収入としているものです。

休 憩 (午後3時50分)

(説明員交代)

再 開 (午後3時51分)

(まちづくり計画部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

休 憩 (午後3時52分)

(説明員交代)

再 開 (午後3時53分)



(建設部)

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

市道3-1063号線について、人通りが少なくあまり使われていないとのことだが、予算2,640万円を債務負担行為するとのこと、補正を行う順番はどういうふうに決められているのか。

加藤道路建設課長

舗装新設に関しまして、施工する順番は要望を受付した順番になります。

石本委員

要望は自治会ベースから出てくるのか、個人ベースから出てくるものなのか。一人でも申し込めば順番に入るのか。

加藤道路建設課長

要望に関しましては、この市道に隣接する地権者全ての承諾印のある要望書を受けております。

石本委員

例えば、明らかに舗装すると利便性が向上するというような要素は考慮されず、あくまでも地権者の合意を得られた順番ということか。

加藤道路建設課長

そのとおりです。この市道の舗装については、そこに隣接する住宅の良好な生活環境の改善を図ることを目的としております。

休 憩 (午後 3 時 5 7 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 5 9 分)

(教育委員会)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】** な し

休 憩 (午後 4 時 0 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 4 時 1 分)

(財務部)

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

財調の残高は幾らか。

新井財政担当参事

財政調整基金の年度末残高は、約 5 1 億 5, 0 0 0 万円です。

粕谷委員

議案資料ナンバー 2 の 4 7 ページで、ふるさと応援寄附金を充てて、  
財源変更という形になっているが、ふるさと応援寄附金の用途、使い方  
の考え方をお示しいただきたい。

新井財政担当参事

今回、補正予算で歳入を計上しております、ふるさと応援寄附金につ

いては、コロナの対策事業ということで、特別に今年度に限って募集をしたものです。用途としては、既に実施しているものも含めて、コロナの関係事業に充てるものです。

粕谷委員

表の中で、保健医療対策費の消耗品費に200万円と感染予防費の事業用備品費に100万円を充てているが、これ以外に充てるところはなかったのか。

新井財政担当参事

今回、募集をいたしまして、金額的には多くの寄附をいただいたところですが。寄附の際に提出いただいた寄附申込書の中に、医療の関係、医療従事者や医療機関に使っていただきたいとの御要望が複数ありました。その中で既に補正予算などにより、市で行った事業を確認したところ、医療の関係については、委員から御指摘いただいた2つのほかに、地域医療を維持するための感染症対策事業が寄附者の意向に最も添ったものであるということで充当したものです。

粕谷委員

今、質疑した2件については、予備費対応分となっており、恐らく、予備費を充当してこのコロナ対応をしたと思うが、予備費は用途が決められていて、コロナ対応に使うことは問題ないが、実際に予備費を充当して執行して、ふるさと応援寄附金で財源変更すると、予備費が発生するが、その予備費は実際どうしたのか。

新井財政担当参事

今回、まずは予備費を、事業費に充用して、そこに寄附金を充当する流れとなっています。そもそも、予備費を充用した事業費に、何らかの特定財源を充当するという事を予算書のつくり方としては想定されていませんが、実際には特定財源を充当しますと一般財源がマイナスという形で歳出予算説明書には表示されています。その結果、不用となった一般財源については、今回のいろいろな事業費の補正予算と調整された上で、財政調整基金の繰入金を減額するという結果になっています。

粕谷委員

予備費であったものが、結果的に財調に組み替えられたということかと思うが、本来、有事に使うなど、予備費の使い道は限られている。確か、6月補正でも、意見で用途については十分注意するようにと述べている。議会軽視とも考えられる。そういった中で、財調は一般的に何にでも使えてしまう。年度を超えてしまえば、どこに積み立てようが、何に使っても構わないが、年度途中で予備費から財調に組み替えると、議会としては何に使われるのか分からなくなってしまう。その辺については十分留意しているのか。

新井財政担当参事

今回、このような対応をしたことについては、歳入として予算を計上している、地方創生臨時交付金についても、地方でまずは事業を執行し、後から予備費なり流用なりしたものについても充当ができるという国

から示された事例を参考として、本市もそれに倣って対応したものです。今回充当しているのは寄附金であるため、寄附者の意向に添った形で使われているということを表示したいという思いもあって、このような対応をしたものです。今回の国の対応もあったので、例外的にこのようにしたのですが、今後についても、予備費の執行も含め、財政運営については十分留意していきたいと考えています。

粕谷委員

今回の財源の使い方、予算の組み方はあくまでも例外的な措置であることと今回の財調に積み立てられたものの執行については十分留意することによいか。

新井財政担当参事

先ほども申し上げたとおり、今回は例外的な国の対応がありました。恐らく、平時ではこのようなことはないと思われます。今回、予備費を充用して特定財源を充てたことに伴い、一般財源に少し余りが出て財政調整基金に戻ったような形となりました。これについては、元々は予備費の財源であったので、今年度において十分留意して執行したいと考えています。

石本委員

テクニカルなことだが、予備費は戻せないのか。分かりやすく言うと、100万円をふるさと応援基金に入れました。予備費に100万円を戻すことは法律上許されないのか。

新井財政担当参事

そもそも、予備費については、当初予算で想定されていなかったものに対して、必要最小限の充用をすることとなっています。これは法律の定めではなく、実務提要のような運用上の解釈となりますが、予備費はいったん事業費に充用したら、不用となっても戻すことはできないとされているものです。

**【質疑終結】**

休 憩（午後4時12分）

（説明員交代）

再 開（午後4時35分）

**【意 見】**

石本委員

議案第126号「令和2年度所沢市一般会計補正予算（第13号）」について立憲民主党を代表して意見を申し上げます。

意見を申し上げますのは、今回提案されている議案の中の日常生活支援住居施設委託事業についてです。入所施設は3LDKに3名ずつ住まわすとのことですが、他の自治体で事例があったように、入所者同士のトラブルが懸念されます。既に、予定の入所施設については現地調査を行っているとのことですが、委託業者については県も認定しているとはいえ、今回の委託事業によって所沢市が優良事業者としてのお墨付きを与えると受け取られると思われる方もいるのではないのでしょうか。しか

し、もし、事件、事故が起きた際、市の責任も問われることとなります。

また、生活保護からの自立支援が求められる中、生活保護受給者の平均年齢が高齢化していることなど、生活保護を取り巻く環境は多様化しています。本来は一時的な居所であるはずの無料低額宿泊施設に丸投げし、長期入所させてしまう恐れもあります。

県からこの事業について早期実施を求められたとはいえ、他県や他市での状況をもう少し時間をかけて勘案してからでも事業計画を立てても良かったのではないかと考えます。

私たちの会派としては正直、減額修正や継続にしても良い案件だと思いますが、懸念事項については、くれぐれも市には責任ある慎重な対応を求め、苦渋の決断の上、賛成の意見とします。

### 【意見終結】

### 【採 決】

議案第126号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

### ◎閉会中継続審査申出の件

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 (午後4時38分)

# 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和2年第4回（12月）定例会

## 予算常任委員会

予算に関する事項について